

北九州市監査公表第 23 号
平成 16 年 7 月 1 日

北九州市監査委員	造 田 昌 孝
同	神 尾 榮 一
同	江 島 勉
同	上 田 唯 之

北九州市長から、監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

行政監査

(テーマ：港湾施設の管理運営について)

2 監査の対象

港湾局

3 監査の期間

平成 15 年 8 月 29 日から平成 16 年 2 月 12 日まで

4 監査公表の時期

平成 16 年 4 月 15 日 (平成 16 年監査公表第 8 号)

5 監査の結果に基づく措置状況

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>(1) 港湾施設の管理について</p> <p>ア 財産の分類について (港営課)</p> <p>市有財産である土地について、公用又は公共用に供されている行政財産とそうでない普通財産の分類の基準が明確でなく、普通財産として分類すべきものを行政財産に分類し、占用許可等を行っているものがあつた。また、その結果として占用料と普通財産の貸付料との差額が減額されているものがあつた。</p> <p>地方自治法では、行政財産とは、公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産とされている。適正な事務処理をされたい。</p>	<p>(港営課)</p> <p>普通財産と行政財産の分類基準を明確にするよう検討する。</p>
<p>イ 管理の不適切な港湾施設について (港営課)</p> <p>港湾施設で、公有財産台帳にも港湾台帳にも整理されていない道路及び管理事務所があつた。また、道路予定敷として普通財産に整理されているが、既に実態が道路として使用されているものがあつた。</p> <p>市公有財産管理規則では、財産の取得や用途変更等があつたときは公有財産台帳を補正しなければならないとされている。また、港湾法施行規則でも、港湾台帳等の記載事項に変更があつたときは、速やかにこれを訂正しなければならないとされている。適正な事務処理をされたい。</p>	<p>(港営課)</p> <p>港湾施設として告示可能な施設は港湾台帳に登載し、それ以外の施設は公有財産台帳へ登載する。</p>
<p>ウ 未告示の港湾施設について (港営課)</p> <p>未告示の港湾施設について、市港湾施設管理条例を適用し当該条例に定められた使用料を徴収しているもの</p>	<p>(港営課)</p> <p>使用料は、財産の内容に基づき徴収するよう手続きを進める。</p> <p>また、港湾施設として告示可能な施設は港湾台帳に登載し、それ以外の施設は公有</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>があった。また、当該施設は港湾台帳又は公有財産台帳に登載されておらず、財産の台帳管理が行われていなかった。</p> <p>市港湾施設管理条例では、条例が適用される港湾施設とは告示された施設をいうとされている。また、市公有財産管理規則では、財産の取得等があったときは港湾台帳に登載されているものを除いて、公有財産台帳に登載することとされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>財産台帳へ登載する。</p>
<p>エ 港湾施設の目的について (港営課)</p> <p>港湾施設について、当該施設全体が告示された目的に使用できる状態がないものがあった。</p> <p>市港湾施設管理条例では、港湾施設は当該港湾施設の目的に従い、これを使用することができることとされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>(港営課)</p> <p>港湾施設の目的を明確にし、目的を変更する必要がある施設については、関係者との協議、調整を行った上で変更告示を行う。</p>
<p>(2) 港湾施設の使用許可手続き等について</p> <p>ア 白島石油備蓄(株)について (西部港営事務所)</p> <p>白島石油備蓄(株)が使用している港湾施設について、目的外使用許可とすべきところ専用許可を行っているもの等があった。その結果として、専用料と目的外使用料との差額等が減額されていた。また、駐車場として目的外使用許可されている港湾施設の面積のとり方について、当該港湾施設のうち第三者が使用することができない車両通路を使用面積とせず、駐車区画の投影面積のみで算定しているものがあった。</p> <p>市港湾施設運営手順書では、港湾施設を駐車場として使用許可する場合</p>	<p>(西部港営事務所)</p> <p>平成16年4月1日付けで、港湾施設の駐車場としての使用許可基準の見直しを行った。</p> <p>それに伴い、平成16年4月1日から駐車場として使用される面積全体を占有使用として許可した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>は目的外使用とするとされ、また、目的外使用許可の場合の面積のとり方については特に定められていないが、通常使用の場合には第三者が使用できない区域は使用面積にするとされている。</p> <p>市港湾施設運営手順書の見直し等、検討されたい。</p>	
<p>イ 上屋の専用使用について （港営課、東部港営事務所） 上屋の使用許可について、一般使用許可とすべきところ専用使用許可としているものがあつた。また、上屋の専用使用料の減免の根拠について検討を要するものがあつた。</p> <p>港営部長通知では、公共上屋の使用区分については特別の事情により専用使用が認められたもの以外は一般使用とされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>（港営課） 上屋の使用許可の基準については、平成16年4月1日付けで見直しを行った。</p> <p>なお、上屋の専用使用料の減免のあり方について検討していく。</p>
<p>（3）港湾施設の運営について ア 太刀浦くん蒸上屋について （港営課、東部港営事務所、物流振興課） 太刀浦くん蒸上屋は、平成13年度途中から供用開始された港湾施設で、当初の使用料収入の予測を大きく下回っていた。</p> <p>太刀浦くん蒸上屋は、コンテナ詰・輸入植物の増加に対応した港湾施設を充実させるため、太刀浦コンテナターミナル内に平成13年度途中から1億8,595万円をかけ供用を開始しているが、当初の使用料収入の目標を大きく下回り、この施設の管理運営の委託料にも満たない状況である。</p> <p>この建設及び管理運営事業は、港湾整備特別会計の事業であり、港湾施設</p>	<p>（港営課・東部港営事務所、物流振興課） くん蒸上屋の利用促進を図るため、平成15年度末に「コンテナ貨物流動調査」を実施した。この調査等をもとに、検査件数の制約を受けない観葉植物など、くん蒸上屋の利用率の高い貨物の掘り起こしを行う。</p> <p>併せて、利用者から要望のあつた雨天時に輸入植物防疫検査に対応できる検査上屋の整備を平成16年度に行うなど、くん蒸上屋の利用促進に取り組む。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>という利用者の利便性を考慮した公共性を保持しながらも、最小の経費で最大の効果を挙げるという観点をより強く要求されるものである。</p> <p>今後の施設の利用促進について関係者からのニーズの調査をするなどし、増収対策を採られたい。</p>	
<p>イ 未利用等の港湾施設の活用について</p> <p>(港営課、東部港営事務所、西部港営事務所)</p> <p>港湾施設においてその用途の使命が終了したと思われる施設及び老朽化の著しい施設があった。</p> <p>地方財政法では、地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならないとされている。</p> <p>その活用方法について検討されたい。</p>	<p>(港営課)</p> <p>補修を行えば利用が見込まれる施設については補修を検討する。</p> <p>利用が見込まれない施設や、補修する経済的効果がない施設については、他の用途への転用を検討する。</p>
<p>ウ 小型船けい留施設について</p> <p>(港営課、東部港営事務所、西部港営事務所、計画課)</p> <p>平成 14 年度の無断けい留艇の実態調査で521隻の無断けい留艇が北九州港において確認された。その中には、日明第一貯木場のように本来の港湾施設の用途と違った目的で利用されているものがあつた。</p> <p>しかし、小型船けい留施設の収容可能隻数のほぼ 100%で利用されており、無断けい留艇のすべてを現在と同一の整った施設の環境で受入れる状況ではない。また、既存の小型船けい留施設においても再整備の必要なもの、整備後5年で浚渫しなければならなくなるなど維持に経費のかかるも</p>	<p>(港営課)</p> <p>無断けい留艇対策については、河川や漁港の管理者とも連携し、新たな収容施設整備について検討する。</p> <p>なお、既存の小型船けい留施設については、従来年 2 回の公募制としていたが、平成 16 年 1 月から随時受付制を導入し、効率的な利用促進を図ることとした。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>のや空き小型船けい留施設について公募しても応募が少ないという現状などの課題がある。無断けい留艇対策を含め今後の小型船けい留施設の整備及び管理運営のあり方について検討されたい。</p>	
<p>(4) 港湾施設の管理委託について ア 管理費経費節減について(経済性の確保) (港営課、東部港営事務所) 港湾施設の管理については、その大半を北九州埠頭(株)(以下「埠頭(株)」という。)に特命随意契約により委託しているところである。 平成14年度に港営課及び東部港営事務所が契約を締結している、市港湾施設管理運営業務をはじめ8業務についての契約金額の合計は約3億5,000万円、平成15年度においては、7業務約3億3,800万円となっている。これらの業務の予定価格における管理費の設定は、直接業務費の12%から40%まで業務によってはかなりの差が認められた。 建築都市局機械設備課の定めている「機械工事積算要領」の一般管理費等率で算定してみたところ、かなり経費節減が見込まれる。 港湾局においても、合理的な基準を定め、契約金額に応じた管理費率にするなどにより、経費節減に努められたい。</p>	<p>(港営課) 平成16年度契約において、港営課で行っている二つの委託契約の管理費率(12%、15%)を、算出基礎の見直しを行うことにより、12%として管理費率の統一を行った。</p> <p>(東部港営事務所) 平成16年度契約において、東部港営事務所で行っている七つの委託契約の管理費率(15%、40%)を、算出基礎の見直しを行うことにより、15%として管理費率の統一を行った。</p>
<p>イ 人員配置の適正化について(効率性の確保) (港営課、東部港営事務所) 港湾施設の管理運営については、使用申請書等受付、端末機入力、使用許可書の交付業務をはじめ4業務を、平</p>	<p>(港営課) 事務処理件数、及び巡回業務での各係に従事する埠頭職員の業務量等の調査を行い、効率的に業務を遂行できるよう、人員</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>成 10 年に埠頭（株）に委託を開始している。埠頭（株）の職員は、東西港営事務所の各業務係において委託業務に従事しているが、その委託業務量を比較したところ、各所属係間の処理件数に大きな較差が認められた。</p> <p>埠頭（株）に業務を委託するにあたっては、端末機入力業務及び納入通知書発送業務等における各所属係の委託業務の効果測定を行い、委託職員の人員配置を見直すなど効率的な業務の遂行を検討されたい。</p>	<p>配置体制等の改善を行っていく。</p>
<p>ウ 事務の合理化について（効率性の確保）</p> <p>（港営課、東部港営事務所）</p> <p>平成 15 年度において、港営課は、北九州市港湾施設管理運営業務の 1 業務、東部港営事務所は、平成 15 年度新門司西海岸可動橋管理業務をはじめ 6 業務を埠頭（株）と委託契約を締結している。これら合計 7 業務については、事業毎に 7 個の委託契約を締結するとともに、毎月業務毎に 7 個の支出事務を処理していた。</p> <p>課もしくは部単位で統合して契約を締結するとともに、毎月の支出事務についても 1 回で処理する等、事務の合理化を検討されたい。</p>	<p>（港営課）</p> <p>平成 16 年度契約において、港営課で行っている二つの委託契約を一本化した。</p> <p>（東部港営事務所）</p> <p>平成 16 年度契約において、東部港営事務所で行っている七つの委託契約を一本化した。</p>
<p>(5) その他</p> <p>ア 社団法人北九州港振興協会への使用許可等について</p> <p>（港営課、東部港営事務所、西部港営事務所）</p> <p>社団法人北九州港振興協会（以下「協会」という。）に対して公有財産を使用させているが、駐車場として使用されている港湾施設（行政財産）について、目的外使用許可を行うべき</p>	<p>（港営課）</p> <p>それぞれ、次のとおり見直しを行う。</p> <p>平成 16 年 4 月 1 日付けで、港湾施設の駐車場としての使用許可基準の見直しを行った。</p> <p>普通財産貸付料の減免理由について</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ところ占用許可を行っているものがあつた。その結果として、占用料と目的外使用料との差額が減額されていた。普通財産貸付料の減免について、その理由を客観的な資料で検証することなく行っていた、また、助役専決事項である減免を局長決裁で行っていた、普通財産の貸付面積について、実際の使用面積より過少と思われるものがあつた、港湾施設（行政財産）について、普通財産として貸付けているものがあつた。その結果として、普通財産の貸付料と目的外使用料との差額が減額されていた、等の問題点があつた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>は、客観的な検証を行うことにより、適正な事務処理を行う。</p> <p>なお、今後は専決区分の適正処理を徹底する。</p> <p>平成16年4月1日より実際の使用面積で貸付けを行っている。</p> <p>これまで港湾緑地のオープンテラスとしての使用は認められておらず、普通財産として取り扱ってきた。しかし、平成15年度に港湾緑地のオープンテラスとしての使用について構造改革特区の申請を行い、認められた。したがって、平成16年4月より港湾施設としての使用許可基準を定め、使用許可を行っている。</p>
<p>イ 門司折戸口港湾労働者用宿舍敷地の土地貸付料について （港営課）</p> <p>門司折戸口港湾労働者用宿舍敷地として、雇用・能力開発機構へ普通財産である土地を貸付けているが、その貸付料についてすでに減免する必要性がなくなっているにもかかわらず減免が行われていた。</p> <p>市公有財産管理規則及び財政局長通知では、普通財産である土地の貸付料は、当該年度の固定資産税評価額に100分の3を乗じて得た額とされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>（港営課）</p> <p>平成16年度より減免を廃止した。</p>
<p>ウ 新門司庁舎について （総務課、東部工事事務所）</p> <p>新門司庁舎は、建物の公有財産台帳が整備されていなかった。また、その敷地については、公有財産台帳は整備されているものの港湾整備特別会計の分譲地として保管されていた。さら</p>	<p>（総務課、東部工事事務所）</p> <p>指摘された事項のうち、建物の公有財産台帳については、速やかに台帳への登載を行った。</p> <p>また、今後の活用策については、平成16年3月9日の北九州市市有財産利用調整会</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>にこの庁舎は、新門司地区の工事事務所として建設されたものであるが、現在有効に活用されていなかった。</p> <p>市公有財産管理規則では、財産の取得や用途変更等があったときは公有財産台帳を補正しなければならないとされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。また、新門司庁舎の活用策について検討されたい。</p>	<p>議にて売却するとの調整結果がでており、土地・建物いずれも売却する方向で事務を進めている。売却が決定するまでの間については、今までと同様、現地事務所、警備員事務所として活用していく。</p>